

Microsoft License Terms

プライバシーに関する重要なお知らせ (後にライセンス条項が続きます)

診断情報と使用状況情報。マイクロソフトは、Windows を安全かつ最新に保ち、トラブルシューティングを行い、製品を改善するうえで役立てるために、インターネット経由で本情報を収集し、これをお客様の組織と関連付ける場合があります。マイクロソフトのサーバーオペレーティングシステムは、診断データをオフにする、必要な診断データを送信する、またはオプションの診断データを送信するように設定することができます。デフォルト設定では、必要な診断データが送信されます。必要な診断データには、デバイスを安全かつ最新の状態に保ち、通常通り動作させるために役立つ情報が含まれます。

選択および制御。管理者は、[設定] を通じて情報収集のレベルを変更することができます。詳細については、こちら (aka.ms/winserverdata) を参照してください。また、Microsoft プライバシーに関する声明 (aka.ms/privacy) もご参照ください。

最終更新: 2021 年 5 月

マイクロソフトソフトウェアライセンス条項

MICROSOFT WINDOWS SERVER

このたびはマイクロソフトをお選びいただきありがとうございます。お客様が本 Windows Server (以下「Windows Server」または「サーバーソフトウェア」または「ソフトウェア」といいます) を取得された方法に応じて、本文は、(i) お客様のデバイスと共に本ソフトウェアを頒布するデバイス製造業者またはソフトウェアインストーラー業者とお客様の間で、または (ii) お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合は、お客様と Microsoft Corporation (またはお客様の所在地もしくは会社の場合は主たる業務地に応じたその関連会社。以下「マイクロソフト」といいます) の間で、締結されるライセンス契約書です。お客様がマイクロソフトから直接、本ソフトウェアを購入された場合は、マイクロソフトが小売業者となります。本ソフトウェアに付属するライセンス条項のコピー、またはお客様に適用されるボリュームライセンス契約は、本ライセンス条項に代わるものです。

本ライセンス条項には、本ソフトウェアを使用するお客様の権利および条件を規定しています。すべての条項が重要であり、一体となってお客様に適用される本ライセンス条項を構成するため、本ソフトウェアに適用される追加ライセンス条項およびリンク先の条項を含む本ライセンス条項全文を確認してください。お客様は、ブラウザーウィンドウに (aka.ms/) リンクを貼り付けることで、リンク先の条項を確認できます。また、本ライセンス条項は、本ソフトウェアに関連する更新プログラム、追加ソフトウェア、およびインターネットベースのサービスにも適用されます。お客様が本ソフトウェアを製造業者またはインストーラー業者から入手された場合、および更新プログラムまたは追加ソフトウェアをマイクロソフトから直接入手した場合、製造業者またはインストーラー業者ではなく、マイクロソフトが当該更新プログラムまたは追加ソフトウェアのライセンスを付与します。

本ライセンス条項に同意するか、本ソフトウェアを使用することにより、お客様はこれらすべての条項に同意されたものとします。これらの条件に同意せず、また遵守しない場合、お客様は本ソフトウェアまたはその機能を使用することはできません。この場合、デバイス製造業者もしくはインストーラー業者に、または本ソフトウェアを直接購入された場合はご利用の小売業者に、問い合わせ、返品方針を確認してください。こ

の方針に基づいて本ソフトウェアまたはデバイスを返品し、お支払いいただいた金額の払い戻しを受けられる場合があります。お客様は、この方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、払い戻しを受けるために本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。

1. ライセンスモデルの概要。

- a. 本ライセンス条項は、お客様のデバイスにプレインストールされている、または製造業者または小売業者から取得してお客様がインストールした本サーバーソフトウェア、および本サーバーソフトウェアのみと併用されるすべての追加マイクロソフトソフトウェア、お客様が本ソフトウェアを受領したときのメディア (存在する場合)、および本ソフトウェアに対するすべてのマイクロソフトの更新プログラム、アップグレード、ダウングレード、追加ソフトウェア、またはサービスにも適用されます。ただし、これらにその他の条項が付属している場合は、その限りではありません。
- b. 以下で説明するライセンスモデルは、本サーバーソフトウェアおよびクライアントアクセスライセンス (CAL) の特定のエディションおよびバージョンのコアライセンスが対象です。別途規定されている場合を除き、物理プロセッサおよびサーバーごとに最小数のコアライセンスが必要です。さらに、別途規定されている場合を除き、本サーバーソフトウェアにアクセスするユーザーまたはデバイスごとにサーバーソフトウェア CAL が必要です。
- c. **マイクロソフトでは、お客様のニーズに対応できるように、ライセンスの選択肢をご用意しています。したがって、お客様が取得したソフトウェアエディションに固有のライセンス条項を参照してください。**サーバーソフトウェアには、Standard と Datacenter という 2 種類のエディションがあります。
 - i. **ライセンスの要件。** Standard エディションと Datacenter エディションのサーバーソフトウェアのライセンスは、以下に基づきます。(a) 物理ハードウェア内の物理コアの数 (b) 特定バージョンのサーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスするデバイスおよびユーザーの数 (CAL)、および (c) およびアクセスするサーバー機能。両エディションのライセンス条項は、特定のソフトウェア製品バージョンに依存しています。たとえば、以前のバージョンを取得した場合、そのバージョンに固有のライセンス条項は、そのバージョンのサーバーソフトウェアに適用され、お客様は将来のバージョンのソフトウェアを使用する権利を有しません。
 - ii. **ライセンスの相違の程度。** Standard エディションのライセンスでは、サーバーソフトウェアの一定数のインスタンスに限定されますが、Datacenter エディションのライセンスでは、本ライセンス条項で詳細に説明されているように、サーバーソフトウェアのインスタンスを無制限に許可されます。

2. 定義

- a. **追加ソフトウェア。** 追加ソフトウェアは、ここ (aka.ms/additionalsoftware) に記載されています。
- b. **ライセンスの割り当て。** ライセンスの割り当てとは、ライセンスを 1 台のデバイスまたは 1 人のユーザーに対して指定することをいいます。

c.コアライセンス。コアライセンスは、サーバー内の 1 つの物理コアについてのライセンスを取得するために必要なライセンスです。物理コアとは、物理プロセッサのコアをいいます。物理プロセッサは、1 つまたは複数の物理コアで構成されます。

d.インスタンス。お客様は、ソフトウェアのセットアップまたはインストール手順を実行することにより、または既存のインスタンスを複製することにより、本ソフトウェアの「インスタンス」を作成したものとみなされます。インスタンスの実行。お客様は、ソフトウェアをメモリにロードし、その 1 つまたは複数の指示を実行することにより、ソフトウェアの「インスタンスを実行」したものとみなされます。一度あるインスタンスを実行すると、そのインスタンスは、(その指示の実行が継続されているか否かにかかわらず) それがメモリから削除される時点まで実行されているものとみなされます。

e.オペレーティングシステム環境。「オペレーティングシステム環境」とは次のように定義されます。

i.独立したコンピューターの ID (主要コンピューター名もしくは類似の一意の識別子) または独立した管理権を可能にする、物理または仮想 (もしくはエミュレートされた) オペレーティングシステムインスタンスの全部あるいは一部、ならびに上に規定したオペレーティングシステムインスタンスまたはその一部の上で作動するよう構成されたアプリケーションがある場合は、そのインスタンス。

(a)物理オペレーティングシステム環境は、物理ハードウェアシステム上で直接作動するよう構成されています。ハードウェア仮想化ソフトウェア (Microsoft Hyper-V Server または同様のテクノロジーなど) を実行するため、またはハードウェア仮想化サービス (Microsoft 仮想化テクノロジーなど) を提供するために使用される物理オペレーティングシステムインスタンスは、物理オペレーティングシステム環境の一部と見なされます。

(b)仮想オペレーティングシステム環境は、仮想 (またはエミュレートされた) ハードウェアシステム上で動作するよう構成されています。

ii.物理ハードウェアシステムでは、以下のうちいずれかまたは双方が含まれることがあります。

(a)1 つの物理オペレーティングシステム環境

(b)1 つまたは複数の仮想オペレーティングシステム環境

f.サーバー。サーバーとは、サーバーソフトウェアを実行することのできる物理的ハードウェアシステムまたはデバイスをいいます。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個の物理ハードウェアシステムとみなされます。

g.Web ワークロード (「インターネット Web ソリューション」ともいいます) は、公的にアクセス可能で、Web ページ、Web サイト、Web アプリケーション、Web サービス、および POP3 メールサービスのみから構成されます。インターネット Web ソリューションで本ソフトウェアによって提供されるコンテンツ、情報、およびアプリケーションへのアクセスは、お客様またはお客様の関連会社の従業員だけに限定されないものとします。

お客様は、以下を実行するインターネット Web ソリューションで本ソフトウェアを使用することができます。(1) Web サーバーソフトウェア (Microsoft インターネットインフォメーションサービスなど)、管理

またはセキュリティエージェント (System Center Operations Manager エージェントなど)、(2) インターネット Web ソリューションのみをサポートするデータベースエンジンソフトウェア (Microsoft SQL Server など)、(3) インターネット名を IP アドレスに解決するドメインネームシステムサービス。ただし、この機能が当該ソフトウェアのインスタンスの唯一の機能でない場合に限ります。本ソフトウェアを他の目的に使用することは、Web ワークロードとはみなされません。

h.Windows Server コンテナ (Hyper-V による分離を使用しない) は、Windows Server ソフトウェアの機能です。

i.Hyper-V による分離を使用する Windows Server コンテナ(以前の Hyper-V コンテナ) とは、1 つ以上の Windows Server コンテナをホストするために、1 つの仮想オペレーティングシステム環境を利用する Windows Server のコンテナ機能です。Windows Server コンテナをホストするために使用される各 Hyper-V 分離インスタンスは、1 つの仮想オペレーティングシステム環境と見なされます。

3. サーバーソフトウェアにライセンスを付与する方法

a.サーバーライセンス。適切にライセンスを付与されたソフトウェアに基づいて、サーバーソフトウェアの一定の数のインスタンスをサーバーにインストールして実行する権利をお客様に許諾します。これらのインスタンスを実行する前に、お客様は、サーバーごとに必要なコアライセンス (3 条 b 項) の数を判断し、当該コアライセンスを以下で説明するように対象のサーバーに割り当てなければなりません。

..... 製造業者もしくはインストール業者のライセンス。製造業者またはインストール業者から本ソフトウェアを入手した場合、このライセンスでは、お客様は 16 個のコアについて使用許諾されます。追加のコアライセンスは、製造業者またはインストール業者によるサーバー梱包に同梱されている場合があります。お客様が製造業者またはインストール業者から入手した追加のライセンスには、これらのライセンス条項およびそれらの追加のライセンスに含まれるその他の追加のライセンス条項が適用されます。Certificate of Authenticity ラベルは、サーバーまたは製造業者もしくはインストール業者によるサーバー梱包に貼付されている場合があります。このラベルには、製造業者もしくはインストール業者がサーバーに割り当てているコアライセンスの総数が記載されています。

b.必要なライセンス数の算定。サーバーのライセンスを取得するには、サーバーのすべての物理コアについてライセンスを取得しなければなりません。

i.サーバーごとに最低 16 個のコアライセンスを取得する必要があります。

ii.物理プロセッサごとに最低 8 個のコアライセンスを取得する必要があります。

サーバーの物理コアの数が最低コアライセンス要件である 16 個を上回っている場合は、3.c.i(b) および 3.c.ii(b) 項に規定されている場合を除き、超過分の物理コアを埋め合わせる追加のコアライセンスが必要です。

iii.製造業者またはインストール業者。サーバーの物理コアの数が最低コアライセンス要件である 16 個を上回っている場合は、超過分の物理コアを埋め合わせる追加のコアライセンスが必要です。製造業

者またはインストール業者から本ソフトウェアを入手した場合、オペレーティングシステムでの使用が無効になっている物理コアにはライセンスは不要です。この免除により、本条に規定されている必要なコアライセンスの最小数が減ることはありません。

c. 必要なライセンス数のサーバーへの割り当て

i. 製造業者またはインストール業者。製造業者またはインストール業者から本ソフトウェアを入手した場合:

(a) 初回割り当て。本ソフトウェアのライセンスは、以下に記述の場合を除いて、お客様が本ソフトウェアを取得する際に使用したサーバーに割り当てられます。そのサーバーは同ライセンスのすべてに関して「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。お客様は、同じコアライセンスを複数のサーバーに同時に割り当てることはできません。

(b) 再割り当て。

(1) 追加のライセンス権を購入しない限り、製造業者またはインストール業者から取得されたソフトウェアのコアライセンスを再割り当てすることはできません。

(2) コアライセンスの再割り当てを行う権利を含む追加のライセンスを取得された場合、コアライセンスの再割り当てを行うことは可能ですが、前回の割り当てから 90 日が経過している必要があります。ライセンス取得済みのサーバーを永続的なハードウェアの障害のために使用しなくなった場合には、それよりも早い時期に当該コアライセンスを再度割り当てることができます。コアライセンスを再度割り当てると、ライセンスを再度割り当てたサーバーが当該コアライセンスに対する新しいライセンス取得済みのサーバーになります。新しいサーバーのすべての物理コアを埋め合わせる追加のコアライセンスが必要になる場合があります。

ii. マイクロソフト。お客様が本ソフトウェアをマイクロソフトから直接入手された場合 (製造業者またはインストール業者を経由せずに)

(a) 初回割り当て。お客様は、サーバーについて必要となるコアライセンスの数を算定した後、その数のコアライセンスをそのサーバーに割り当てなければなりません。そのサーバーは同ライセンスのすべてに関して「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。お客様は、同じコアライセンスを複数のサーバーに同時に割り当てることはできません。

(b) 再割り当て。コアライセンスの再割り当てを行うことは可能ですが、前回の割り当てから 90 日が経過している必要があります。ライセンス取得済みのサーバーを永続的なハードウェアの障害のために使用しなくなった場合には、それよりも早い時期に当該コアライセンスを再度割り当てることができます。コアライセンスを再度割り当てると、ライセンスを再度割り当てたサーバーが当該コアライセンスに対する新しいライセンス取得済みのサーバーになります。新しいサーバーのすべての物理コアを埋め合わせる追加のコアライセンスが必要になる場合があります。

d. サーバーソフトウェアのインスタンスの実行

Windows Server Standard

- i. 第 3 条 b 項に規定されている必要な数のコアライセンスを割り当てた各サーバーにつき、お客様は本サーバーソフトウェアを一度に次の環境で実行できます。
 - 1 つの物理オペレーティングシステム環境
 - 最大 2 つの仮想オペレーティングシステム環境
 - Hyper-V による分離を使用しない Windows Server コンテナとしてインスタンス化された任意の数のオペレーティングシステム環境
- ii. 許可されたすべてのインスタンスを同時に実行する場合、物理的オペレーティングシステム環境において実行されているサーバーソフトウェアのインスタンスは、次の目的に限り使用することができます。
 - ハードウェア仮想化ソフトウェアの実行
 - ハードウェア仮想化サービスを提供する
 - ライセンス取得済みサーバーのオペレーティングシステム環境の管理と保守を行うためのソフトウェアの実行
- iii. 第 3 条 d 項に規定されているとおり、サーバーソフトウェアの追加インスタンスを実行する場合、第 3 条 b 項に規定されているとおり、サーバーの追加ライセンスを取得する必要があります。

Windows Server Datacenter

- i. 第 3 条 b 項に規定されている必要な数のコアライセンスを割り当てた各サーバーにつき、お客様は一度に次のことを行うことができます。
 - 1 つの物理オペレーティングシステム環境
 - 任意の数の仮想オペレーティングシステム環境
 - Hyper-V による分離を使用しない Windows Server コンテナとしてインスタンス化された任意の数のオペレーティングシステム環境
- e. サーバーパーティションの再作成お客様が上記で許可されるよりも早い時期に 1 つのハードウェアにライセンスを再割り当てできるのは、以下の場合です。
 - ライセンス取得済みハードウェアパーティションから別のパーティションに物理プロセッサの配置を変更する場合
 - 1 つのライセンス取得済みハードウェアパーティションから 2 つ以上のパーティションを作成する場合

- 2 つ以上のライセンス取得済みハードウェアパーティションから 1 つのパーティションを作成する場合

ただし、(i) パーティションの再作成以前に、各ハードウェアパーティションについて完全なライセンスを取得していること、かつ、(ii) 物理プロセッサ、物理コア、およびコアライセンスの数が同じであることを、条件とします。

- f. 追加のソフトウェアのインスタンスの実行。お客様は、以下に規定している Web サイトに一覧された追加ソフトウェアを、任意の数のデバイス上で物理的または仮想的な 1 つのオペレーティングシステム環境で任意の数のインスタンスを実行することができます。お客様は、追加ソフトウェア (追加料金が適用される場合があります) をサーバーソフトウェアと共にのみ使用することができます。追加ソフトウェアの一覧については、(aka.ms/additionalsoftware) をご参照ください。
- g. お客様のサーバーまたはストレージメディア上でのインスタンスの作成と格納。お客様は、適切にライセンス付与されたサーバー 1 つにつき、本ソフトウェアの任意の数のインスタンスを作成し、かかるインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージメディアに格納することができます。お客様は、適用される使用権説明書に記載されているライセンスに基づいて本ソフトウェアのインスタンスを実行する権利を行使する目的に限り、インスタンスを作成および格納することができます。お客様は、インスタンスを第三者に頒布することはできません。
- h. 制限事項。本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、適用法によりお客様により多くの権利が与えられない限り、黙示、禁反言、またはその他のいずれの法理によるとを問わず、本ライセンス条項において明示的に許諾されていない権利 (知的財産に関する法律に基づく権利など) をすべて留保します。お客様は、特定の使用方法を求めるソフトウェアの技術的制限に従う必要があります。たとえば、このライセンスはお客様に以下の権利を付与するものではなく、お客様は以下を行うことはできません。

- 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。
- 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルまたはその他の方法で本ソフトウェアのソースコードを取り出そうと試みること。ただし、(i) 適用される法令により許可される場合、または (ii) 本ソフトウェアに含まれている可能性のある一定のオープンソースコンポーネントの使用に適用される第三者のライセンス条項で必要とされる場合のみを除きます。
- 本ソフトウェアのファイルおよびコンポーネントを、他のオペレーティングシステムまたは他のオペレーティングシステム上で実行されているアプリケーション内で使用すること。
- 本ソフトウェアを公開、賃貸、リース、貸与、またはコピーすること (許可されたバックアップコピーを除く)。
- 本製品を移転すること (本ライセンス条項で許可されている場合を除く)。
- 明示的に許可されている場合を除き、1 つのライセンスに基づいてサーバーソフトウェアを分離して複数のオペレーティングシステム環境で使用すること。この制限は、それらのオペレーティング

システム環境が同一の物理ハードウェアシステム上に存在する場合でも適用されます。

- 本ソフトウェアを商用ソフトウェアホスティングサービスで使用する事。
- インターネットベースの機能を使用している場合、第三者によるこれら機能の使用を妨げる可能性のある方法で、またはサービス、データ、アカウント、もしくはネットワークに不正な方法でアクセスしたり、その使用を試みるためにこれらの機能を使用することはできません。

任意のデバイス上のソフトウェアにアクセスする権利は、そのデバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権を行使する権利をお客様に付与するものではありません。

- i. 付属の Microsoft プログラム。本ソフトウェアには、他の Microsoft プログラムが含まれていることがあります。本ライセンス条項に別途規定されている場合を除き、サーバーソフトウェアと併用されるこれらのマイクロソフトプログラムの使用には、本ライセンス条項が適用されます。
- j. 更新。本ソフトウェアでは、システムの更新プログラムが定期的に確認され、自動的にインストールすることができます。お客様は、マイクロソフトまたは正規の提供元からのみ更新プログラムを取得できます。マイクロソフトは、当該更新プログラムをお客様に提供するために、お客様のシステムを更新する必要がある場合があります。お客様は、本ライセンス条項に同意することにより、追加通知なくこのような種類の自動更新プログラムを受け取ることに同意するものとします。
- k. バックアップ用の複製。お客様は、バックアップのみを目的として、本ソフトウェアの複製を作成することができます。この複製は、本ソフトウェアのインスタンスを作成する目的にのみ使用することができます。
- l. 権利が制限されたバージョン。お客様が取得した本ソフトウェアのバージョンにおいて、特定のまたは限定的な用途が明記され、またはそれ以外の方法でそれらの用途が対象とされている場合、お客様は指定されたとおりにのみ本ソフトウェアを使用することができます。Windows Server Essentials を除き、お客様は、かかるバージョンの本ソフトウェアを、商用、非営利、または収益が発生する活動で使用することはできません。
- i. プレビュー。お客様は、本ソフトウェアのプレビュー版、インサイダー版、ベータ版、またはその他のプレリリース版（以下「プレビュー」といいます）をマイクロソフトが公開した場合、プレビューを使用することを選択できます。お客様は、本ソフトウェアの有効期限の満了日まで、お客様が本ライセンス条項のすべての条項を遵守する場合に限り、プレビューを使用することができます。プレビューは試験的なものであり、最終製品版とは実質的に動作が異なる場合があります。本ライセンス条項にこれと異なる規定がある場合でも、プレビューは「現状有姿」で提供され、プレビューには明示か黙示かを問わず何らの保証（品質保証規定を含みます）も適用されません。お客様は、お客様のデバイスにプレビューをインストールすることで、お客様のデバイスの保証が無効になるか、当該保証に影響が及び、お客様のデバイスの製造業者またはネットワークオペレーター（該当する場合）からサポートを受ける権利がなくなる場合があります。マイクロソフトは、これによってお客様に発生した損害について一切責任を負いません。マイクロソフトはプレビューのサポートサービスを提供しない場合があります。お客様

は、マイクロソフトに対してレビューに関するコメント、提案、またはその他のフィードバック (以下「提案」といいます) を提供する場合、方法や目的を問わず提案を使用する権利をマイクロソフトおよびそのパートナーに許諾するものとします。

ii. 評価版。評価 (またはテストもしくはデモンストレーション) 版を使用する場合、お客様は、本ソフトウェアを販売すること、実際の運用環境でを使用すること、または評価期間の経過後に使用することはできません。本ライセンス条項にこれと異なる規定がある場合でも、評価版ソフトウェアは「現状有姿」で提供され、評価版には明示か黙示かを問わず何らの保証 (限定的保証規定を含みます) も適用されません。

iii. 再販禁止 (Not for Resale)。お客様は、「NFR」または「再販禁止 (Not for Resale)」の表示のあるソフトウェアを販売することはできません。

iv. Academic Edition ソフトウェア。本ソフトウェアに「Academic Edition」または「AE」と明記されている場合、お客様は「適格教育ユーザー」として指定されている方でなければなりません。お客様が適格教育ユーザーであるかどうか不明な場合は、aka.ms/academicedition をご覧になるか、またはお住まいの地域のマイクロソフト関連会社までお問い合わせください。

v. Windows Server Essentials。

A. 上記第 3 条 (d) 項にかかわらず、お客様は一度に以下を実行することができます。

- 1 つの物理的オペレーティングシステム環境で、サーバーソフトウェアの 1 つのインスタンスを実行すること。
- ライセンス取得済みサーバー上の 1 つの仮想オペレーティングシステム環境で、サーバーソフトウェアの 1 つのインスタンスを実行すること。

B. 許可された両方のインスタンスを同時に実行する場合、物理オペレーティングシステム環境において実行されているサーバーソフトウェアのインスタンスは、ハードウェア仮想化ソフトウェアの実行またはハードウェア仮想化サービスの提供のみを目的として使用することができます。

C. お客様は、本サーバーソフトウェアの 1 つのインスタンス、または上記 B 項が適用される場合は 2 つのインスタンスを、ライセンスを取得したサーバーにインストールして使用することができます。本ソフトウェアは、最大 10 コアまでの 1 つの中央処理装置を有するサーバー上でのみ使用できます。最大で 25 人の一意のユーザー、または最大で 50 台の一意のデバイスのいずれかが、一度に本ソフトウェアにアクセスし、使用することができます。

D. 以下の第 4 条にこれと矛盾する内容があったとしても、本サーバーソフトウェアへのアクセスに Windows Server CAL は必要ありません。第 4 条に規定するとおり、一部のサーバーソフトウェアの機能は特別な CAL を必要とする場合があります。

- m. 最大数のインスタンス。本ソフトウェアまたはお客様のハードウェアにより、サーバー上の物理または仮想オペレーティングシステム環境で実行することができる本サーバーソフトウェアのインスタンスの数が制限される場合があります。

4. Windows Server クライアントアクセスライセンス (CAL)

a. CAL の種類と割り当て

CAL には、デバイス用とユーザー用の 2 種類があります。デバイス CAL とユーザー CAL は、組み合わせて使用することができます。

- i. デバイス CAL。任意のユーザーが使用する 1 台のデバイスで、ライセンスを取得したサーバー上の本サーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。
- ii. ユーザー CAL。任意のデバイスを使用する 1 人のユーザーが、お客様がライセンス取得済みのサーバー上の本サーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。

割り当て。お客様は、お客様のサーバーソフトウェアに直接的または間接的にアクセスする各デバイスまたはユーザーに対して、対応するバージョンの該当 CAL を取得して割り当てなければなりません。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個のデバイスとみなされます。

お客様は取得する CAL によって本サーバーソフトウェアのお客様の旧バージョンのインスタンスにアクセスすることもできますが、将来のバージョンのインスタンスにアクセスすることはできません。お客様が旧バージョンのインスタンスにアクセスする場合 (たとえば、ダウングレードの権利に基づいて (第 5 条 b 項を参照))、そのバージョンに対応する CAL を使用することもできます。

再割り当て。お客様には以下のことが許諾されます。

- CAL を別のデバイスまたはユーザーに再割り当てすること。ただし、その同じ CAL を最後に再割り当てした日から 90 日以内に再割り当てすることはできませんが、その再割り当てが、(i) 恒久的なハードウェアの故障もしくは損失、(ii) ユーザーの雇用もしくは契約の終了、または (iii) ユーザーの不在もしくはサービス停止中のデバイスに対処するための一時的な再割り当てを理由とする場合を除きます。お客様は、本ソフトウェアを削除するか、元のデバイスまたは元のユーザーによるアクセスをブロックする必要があります。

- 通常使用するデバイスが使用できる状態にない場合に、デバイス CAL を代替デバイスに一時的に再割り当てするか、デバイスを使用する従業員が不在のときに一時的な作業者にユーザー CAL を再割り当てすること。

適用除外。ただし、以下については CAL を取得する必要はありません。

- 本サーバーソフトウェアのインスタンスを実行することを認められているお客様の任意のサーバー (ライセンス取得済みのサーバーが別のライセンス取得済みのサーバーにアクセスするためなど)
- お客様のインスタンスを管理する目的のみでサーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスする、最大 2 つのデバイスまたは 2 人のユーザー
- 物理的オペレーティングシステム環境で実行され、下記の目的に限定して使用しているインスタンス

ハードウェア仮想化ソフトウェアを実行する。

ハードウェア仮想化サービスを提供する。

ライセンス取得済みサーバーのオペレーティングシステム環境を管理および操作するためのソフトウェアを実行する。

- Web ワークロードにアクセスするユーザーまたはデバイス。

追加の CAL。一部のサーバーソフトウェア機能には、追加の CAL が必要です。一部を以下に記載します。

- Windows Server Remote Desktop Services: 対応するバージョンの Windows Server Remote Desktop Services CAL。
- Windows Server Active Directory Rights Management サービス: 対応するバージョンの Windows Server Active Directory Rights Management Services CAL。

b.Windows Server リモートデスクトップサービス。(i) リモートデスクトップサービス機能に直接的もしくは間接的にアクセスする各ユーザーもしくはデバイス、(ii) Windows Server リモートデスクトップサービス機能もしくはその他の技術を使用してグラフィカルユーザーインターフェイスをホストする目的でサーバーソフトウェアに直接的もしくは間接的にアクセスする各ユーザーもしくはデバイス、または (iii) Multipoint Services 機能にアクセスする各ユーザーもしくはデバイスに対しては、Windows Server CAL に加えて、対応するバージョンの Windows Server リモートデスクトップサービス CAL を取得しな

ければなりません。Windows Server リモートデスクトップサービス CAL の詳細については、
(aka.ms/windowsrds) をご参照ください。

c. Windows Server Active Directory Rights Management サービス CAL。Windows Server Active Directory Rights Management サービス機能に直接的または間接的にアクセスする各ユーザーまたはデバイスに対しては、Windows Server CAL に加えて、対応するバージョンの Windows Server Active Directory Rights Management サービス CAL を取得しなければなりません。

d. 本サーバーソフトウェアは「接続デバイス数または接続ユーザー数」モード ("per device or per user" mode)、「同時使用ユーザー数」モード ("per server" mode) のどちらかで使用できます。「接続デバイス数または接続ユーザー数」モードの場合、ライセンスを取得したサーバー上の本サーバーソフトウェアのインスタンスに直接または間接的にアクセスするデバイスまたはユーザーごとに Windows Server CAL を取得する必要があります。「同時使用ユーザー数」モードの場合、サーバーソフトウェアのインスタンスに同時に、直接または間接的にアクセスする可能性のあるデバイスおよびユーザーの最大数に相当する Windows Server CAL を 1 つのサーバーソフトウェアのインスタンス専用を取得する必要があります。1 回に限り、「同時使用ユーザー数」から「接続デバイス数または接続ユーザー数」にモードを切り替えることができます。この切り替えを行っても、Windows Server CAL の数は変わりません。

e. マルチプレキシング (多重化)。マルチプレキシングまたはプーリングによって本ソフトウェアとの直接接続を減らしても、必要な種類のライセンスの数を減じることはできません。

5. 追加のライセンス条項。

a. 譲渡。お客様がドイツまたは aka.ms/transfer に掲示されているいずれかの国で本ソフトウェアを取得した場合、本条項の規定は適用されません。この場合、本ソフトウェアの第三者への譲渡、および本ソフトウェアの使用権は、適用される法令に準拠する必要があります。

i. マイクロソフトから本ソフトウェアを取得された場合、本ソフトウェアの最初のユーザーは、本ソフトウェア、本ライセンス条項、および CAL を直接第三者に譲渡することができます。譲渡に先立ち、本ソフトウェアの譲受人は、本ライセンス条項が本ソフトウェアの譲渡および使用に適用されることに同意する必要があります。譲渡には、本ソフトウェアおよび「Proof of License」ラベ

ルが含まれる必要があります。最初のユーザーは、本ソフトウェアの別のライセンスを保持していない場合は、本ソフトウェアのインスタンスを一切保持することはできません。

ii. 製造業者またはインストール業者から本ソフトウェアを取得された場合、お客様は、ライセンス取得済みのサーバー、すべての Certificate of Authenticity ラベル、かかるサーバーに最初から含まれるすべての追加ライセンス、および本ライセンス条項と共に譲渡する場合に限り、本ソフトウェアを第三者に直接譲渡することができます。譲渡に先立ち、本ソフトウェアの譲受人は、本ライセンス条項が本ソフトウェアの譲渡および使用に適用されることに同意する必要があります。お客様は、本ソフトウェアの別のライセンスを保持していない場合は、本ソフトウェアのインスタンスを一切保持することはできません。

本ライセンス条項のいずれの条項も、適用される法令に基づいて認められる範囲において、頒布権が消尽した場合に本ソフトウェアの譲渡を禁止するものではありません。

b. ダウングレードの権利。お客様は、許可された各インスタンスについて、本ソフトウェアのインスタンスを作成、格納および使用する代わりに、本ソフトウェアの旧バージョンのインスタンスを作成、格納および使用することができますが、マイクロソフトが (aka.ms/windowslifecycle) に規定されており、かかる旧バージョンのサポートを提供している期間に限りです。

本ライセンス条項は旧バージョンの使用に対しても適用されます。疑義を避けるために付言すると、このダウングレードのオプションを選択することにより、(i) お客様には、本ソフトウェアのインスタンスを、本ライセンス条項に基づいて許可される数より多く作成、格納、または使用する権利はなく、(ii) お客様は、本ライセンス条項の第 3 条に従って、物理サーバーのすべてのコアについてライセンスを取得する必要があります。旧バージョンに本ライセンス条項の適用対象ではない異なるコンポーネントが含まれている場合、それらのコンポーネントの使用については、これらのエディションの旧バージョンのコンポーネントに付随するライセンス条項の該当する条件が適用されます。製造業者、インストール業者、またはマイクロソフトは、旧バージョンまたはその他のエディションの本ソフトウェアをお客様に提供する義務を負いません。お客様は、いつでも本ソフトウェアの旧バージョンまたはエディションを本ソフトウェアの本バージョンおよび本エディションに上書きすることができます。

c. データストレージテクノロジー。本サーバーソフトウェアには、Windows Internal Database と呼ばれるデータストレージテクノロジーが含まれている場合があります。本サーバーソフトウェアのコンポーネントは、データを格納する目的でこのテクノロジーを使用します。お客様はその他の目的で本ライセンス条項に基づいてこのテクノロジーを使用したり、アクセスしたりすることはできません。

d. フォントコンポーネント。本ソフトウェアが動作している間は、そのフォントを使ってコンテンツの表示および印刷を行うことができます。ただし、以下の場合に限定されます。

- ・ フォントの埋め込みに関する制限の下で許容される範囲でコンテンツにフォントを埋め込む。

・ コンテンツを印刷するために、フォントをプリンターまたはその他の出力デバイスに一時的にダウンロードする。

e.アイコン、画像、および音声。本ソフトウェアを実行中に、お客様は本ソフトウェアのアイコン、画像、音声、メディアを使用できますが、これらを第三者に提供することはできません。本ソフトウェアとあわせて提供されるサンプルの画像、音声、およびメディアは、お客様の非商業的な使用のみを目的としています。

f.追加の機能。マイクロソフトは、本ソフトウェアについて追加の機能を提供することがあります。その際に、別途使用条件および料金が別途適用されることがあります。

g.第三者のコンポーネント。本ソフトウェアには、別途の法的通知を含みまたは別の契約が適用される第三者のコンポーネントが含まれている場合があります、これらについては本ソフトウェアに付属する ThirdPartyNotices ファイルに規定されています。

製造業者またはインストール業者。製造業者またはインストール業者から本ソフトウェアが取得された場合、本ソフトウェアには、本ライセンス条項に基づいて、第三者からではなく、製造業者またはインストール業者からお客様にライセンスされる第三者のコンポーネントが含まれていることがあります。第三者のコンポーネントの注意事項がある場合は、お客様への参考情報としてのみ含まれません。

h.追加の注意事項。

i. H.264/AVC, MPEG-4 ビジュアル規格とVC-1ビデオ規格。本ソフトウェアには、H.264/AVC、MPEG-4 AVC、または VC-1 画像解読テクノロジーが含まれている場合があります。このテクノロジーについては、以下の注意書きを表示することが MPEG LA, L.L.C. により義務付けられています。

本製品は、消費者による個人的かつ非商業的使用を前提とし、「AVC PATENT PORTFOLIO LICENSE」、「VC-1 PATENT PORTFOLIO LICENSE」、「MPEG-4 PART 2 VISUAL PATENT PORTFOLIO LICENSE」に基づいて次の用途に限ってライセンスされています。(i) 上記の規格(以下「ビデオ規格」といいます)に従ってビデオをエンコードすること、または(ii) 個人的かつ非商業的活動に従事する消費者がエンコードした AVC、VC-1、および MPEG-4 PART 2 ビデオをデコードする、もしくは、かかるビデオを提供するライセンスを有するビデオプロバイダーから取得したビデオをデコードすること。その他の用途については、明示か黙示かを問わず、いかなるライセンスも許諾されません。詳細については、MPEG LA, L.L.C. から入手できます。[\(AKA.MS/MPEGLA\)](#)をご参照ください。

ii. マルウェア対策。マイクロソフトは、お客様のデバイスをマルウェアから保護することに注意を払っています。本ソフトウェアでは、他の対策がインストールされていないか、有効期限が切れ

ている場合、マルウェア対策が有効になります。有効にするには、他のマルウェア対策ソフトウェアを無効にするか、場合によっては削除する必要があります。

6. プライバシーおよびデータの使用。マイクロソフトは、お客様のプライバシーを重視しています。本ソフトウェアの一部の機能は、それらの機能の使用時に情報を送受信します。これら機能の一部は、ユーザーインターフェイスで解除することができます。または、それらを使用しないことを選択することができます。マイクロソフトは、Microsoftのプライバシーに関する声明 (aka.ms/privacy)、および本ソフトウェアの機能と関連付けられているユーザーインターフェイスの記載に従って、本情報を収集、使用および開示する場合があります。
7. アクティベーションおよび認証。ソフトウェアのアクティベーションと認証には、適切な製品を使用する必要があります。ソフトウェアで指定された時間が経過した後、本ソフトウェアを使用するお客様の権利は、アクティベーションが完了するまで制限されます。アクティベーションに失敗すると、お客さまは本ソフトウェアを使用できなくなり、アクテ

を除外します。地域の法律により、黙示の保証の制限をマイクロソフトが行うことが認められていない場合、黙示の保証は、上記の限定的保証期間中に限り、法律上許容される限り、限定された内容においてお客様に与えられるものとします。お客様の地域の法律によって、契約上の制限にかかわらず、より長い有効期間が限定的保証に求められる場合、当該より長い期間が適用されます。ただし、お客様が請求しうる内容は、本ライセンス条項で許可されている内容に限定されます。

- c. 限定的救済マイクロソフト、またはデバイス製造業者もしくはインストール業者が限定的保証規定に違反した場合、当社は、自らの裁量において、(i) 無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または (ii) 本ソフトウェア (もしくは当社の裁量により、本ソフトウェアがプレインストールされたデバイス) の返品を受け入れて購入金額を払い戻します。デバイス製造業者もしくはインストール業者 (または、お客様が直接マイクロソフトから取得した場合は、マイクロソフト) は、追加ソフトウェア、更新プログラム、および本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、またはお客様が支払われた金額を払い戻すこともあります。以上が、保証規定違反に対する、お客様への唯一の権利となります。本限定的保証は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、お客様は地域によって、その他の権利を有する場合があります。
- d. 損害賠償マイクロソフト、デバイス製造業者もしくはインストール業者が提供することのある修理、交換、または払い戻しを除き、本限定的保証規定、本ライセンス条項の他のすべての部分、またはその他の法理に基づいても、お客様はいかなる損害 (逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害を含みます) の賠償またはその他の請求も行うことはできません。本ライセンス条項に規定する損害の免責および救済手段の制限は、修理、交換、または払い戻しによってお客様の損失が完全に補償されない場合、マイクロソフトまたはデバイス製造業者もしくはインストール業者がこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識し得た場合、または本ライセンス条項に規定する救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも適用されます。一部の地域及び国では付随的損害、派生的損害、またはその他の損害の免責、または制限を認めないため、上記の制限または免責がお客様に適用されないことがあります。お客様の地域の法律において、かかる契約上の責任の制限または免責にもかかわらず、マイクロソフトまたはデバイス製造業者もしくはインストール業者に損害の賠償を請求することが認められる場合、お客様が請求できる金額は、お客様が本ソフトウェアに対して支払った金額 (またはお客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は 50 米ドル) を上限とします。
- e. 保証および払い戻し手続きサービスまたは払い戻しについては、お客様は購入証明書のコピーを提出し、マイクロソフトからソフトウェアを取得した場合はマイクロソフトの返品ポリシーに準拠し、デバイスの製造元またはインストーラからソフトウェアを入手した場合は、デバイス製造元またはインストーラの返品ポリシーに準拠しなければなりません。お客様がスタンドアロンソフトウェアを購入している場合は、これらの方針に従って、ソフトウェアをアンインストールしてマイクロソフトに返却する必要があるかもしれません。デバイスにあらかじめ組み込まれているソフトウェアを入手した場合は、これらの返品方針によって、ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返却することによるソフトウェアの返却を求められる場合があります。本ソフトウェアの保証サービスについては、デバイス製造業者またはインストール業者

に、お客様のデバイスと共に提供されている住所または通話料無料の電話番号を利用してお問い合わせください。お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合は、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。

- (i) 米国およびカナダ米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、(800) MICROSOFT まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Customer Service and Support (One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) まで便でのご連絡いただくか、または (aka.ms/nareturns) をご覧ください。
- (ii) ヨーロッパ、中東、およびアフリカ本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited (Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland) または最寄りのマイクロソフト関連会社 (aka.ms/msoffices) までご連絡ください。
- (iii) オーストラリア本ソフトウェアをオーストラリアで入手された場合、13 20 58 まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Pty Ltd (1 Epping Road, North Ryde NSW 2113 Australia) まで郵便でのご連絡いただき、請求を行ってください。
- (iv) その他の国上記の国以外で本ソフトウェアをご購入の場合は、最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、(aka.ms/msoffices) をご参照ください。日本については、www.microsoft.com/japan/ をご参照ください。

10. サポート

- a. デバイスにプレインストール、または製造業者によってデバイスに提供されたソフトウェアの場合。ソフトウェア全般のサポートオプションについては、デバイス製造業者またはインストール業者にお問い合わせください。その際、本ソフトウェアと共に提供されるサポート番号をお知らせください。更新プログラムおよび追加ソフトウェアをマイクロソフトから直接取得した場合、適切にライセンスを取得したソフトウェアについて、マイクロソフトから限定サポートサービスが提供されることがあります。詳細については、(aka.ms/mssupport) をご参照ください。
- b. 小売業者から取得したソフトウェアの場合。マイクロソフトでは、(aka.ms/mssupport) の規定に従い、適切にライセンスを取得したソフトウェアについて、限定されたサポートサービスを提供します。

11. 準拠法。契約違反に対する請求、不正競争防止法、および黙示の保証に関する法令に基づく請求、不当利得返還請求、ならびに不法行為に基づく請求を含む、本ソフトウェア、その対価、または本ライセンス条項に関するすべての請求および紛争には、抵触法にかかわらず、お客様の住所 (または会社の場合は主たる業務地) の地域または国の法令が適用されます。

12. 地域による差異。本ライセンス条項は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、消費者権利を含め、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得した当事者に関する権利を有する場合もあります。本ライセンス条項は、お客様の地域または国の法令が権利の変更を許容しない場合、それらのその他の権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が

本ソフトウェアを以下のいずれかの地域で取得した場合、または国の強制的な法令が適用される場合には、以下の規定がお客様に適用されます。

- a. オーストラリア。「品質保証規定」に関する記述は、マイクロソフト、製造者またはインストール業者により提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証は、オーストラリアの消費者法に基づき法律上の保証に従うお客様の権利および救済を含む、お客様が法令に基づいて保有する他の権利および救済に加えて提供されます。

本項では、「商品」とは、マイクロソフト、または製造者もしくはインストール業者が明示の保証を提供する本ソフトウェアを意味します。マイクロソフトの製品には、オーストラリア消費者法に基づき除外することのできない保証が付されています。お客様は、重大な欠陥に対する交換または返金、およびその他の合理的に予測可能なあらゆる損失または損害に対する補償を受ける権利を有します。また、お客様は、かかる商品が合格品質に至っておらず当該欠陥が重大な欠陥とは見なされない場合に、かかる商品の修理または交換を受ける権利を有します。

- b. カナダ。お客様は、自動更新機能またはインターネットアクセスを無効にすることにより、更新プログラムの受信停止を選択することができます。お客様の特定のデバイスまたはソフトウェアで更新を無効にする方法については、製品ドキュメントをご覧ください。

- c. 欧州連合。上記の第 3 条 I. (iv) 項に規定されているアカデミックパックの使用の制限は、本サイト (aka.ms/academicuse) に記載されている地域では適用されません。

- d. ドイツおよびオーストリア。

(i) 保証。正規にライセンスを取得したソフトウェアは、本ソフトウェアに付属するマイクロソフトの資料の記載に実質的に従って動作します。ただし、製造者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証は一切いたしません。

(ii) 責任制限。製造者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは、故意による行動、重過失があった場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

前文に従って、製造者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが重大な契約上の義務、すなわち、本ライセンス条項の正当な履行を支援する義務の遂行、本ライセンス条項の目的を危うくする義務の不履行、および当事者が常に信頼できる義務の遵守（「基本義務」といわれます）に違反した場合、製造者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは軽過失に限り責任を負います。その他の軽過失については、製造者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは責任を負いません。

- e. その他の地域。地域による差異の最新の一覧については、(aka.ms/variations) をご参照ください。

13. 完全合意。本ライセンス条項、お客様が使用する任意の追加ソフトウェア、更新プログラムおよびサービスに適用される条項（製造業者、インストール業者、またはマイクロソフトのいずれかが提供したもの）ならびに本ライセンス条項に記載された Web リンクに含まれる条項は、本ソフトウェアならびに当該追加ソフトウェア、更新プログラムおよびサービスに関する完全なる合意です。また、本ライセンス条項に記載されて

いるリンク先に掲載されている条項は、ブラウザのアドレスバーにその URL を入力することでも確認できます。お客様は、かかる条項を確認するものとします。お客様は、本ソフトウェアまたはサービスを使用する前に、リンク先の条件を含むこれらの条件を注意深く読むことに同意します。お客様は、本ソフトウェアおよびサービスを使用することにより、本ライセンス条項および上記のリンク先の条件を承認することとなります。

EULAID:May2021_DCSTD_JA-JP